

『身寄りのない人支援に関するアンケート調査』報告

① 調査目的

全国に先駆けて高齢化の進んでいる本県では、一人暮らし高齢者や認知症高齢者の増加に伴い、医療・介護等を受けるにあたっての身元保証に関する課題や、意思決定支援について思案することが顕著となってきている。身寄りがなくても安心して治療やサービスが受けられる体制づくりのため、現状把握と対応方法を検討していくためにアンケート調査を実施した。

② 調査方法

高知県医療ソーシャルワーカー協会会員、高知県精神福祉士協会会員、幡多 MSW 協議会会員、全国老人保健施設協会高知県支部会員施設、高知県介護老人保健施設協議会会員のソーシャルワーカー等の相談援助に従事する者、約 400 名に対し、令和 4 年 10 月に郵送及び FAX にて調査票を配布。

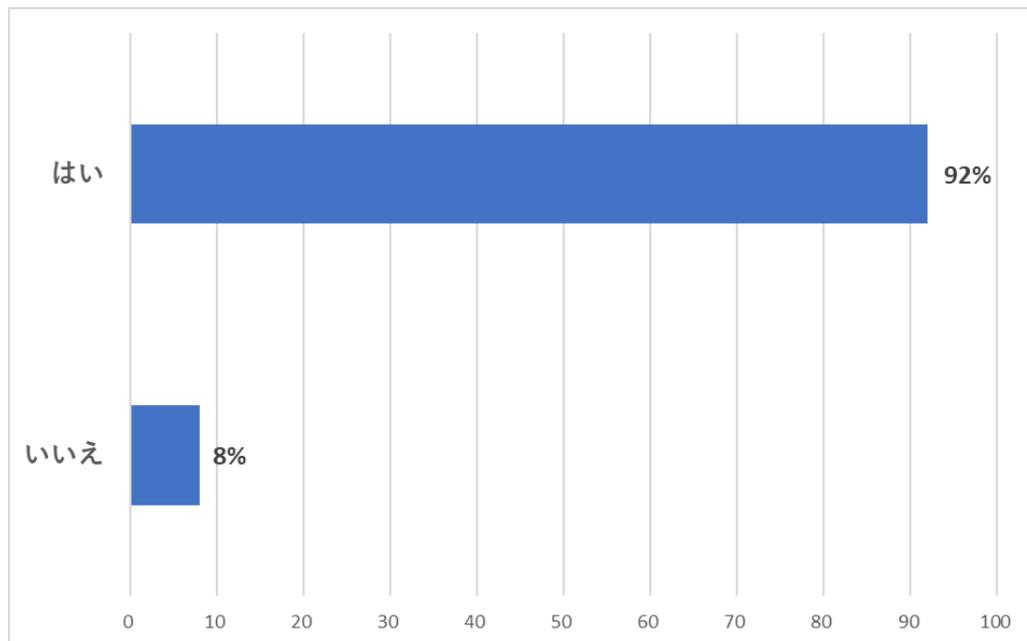
③ 回収数

アンケート回収数は 133 通であった。

④ 結果

1. 身寄りのない人への支援にあたり、困ったことがありますか。

「はい」と回答した方が 92%、「いいえ」と回答した方が 8%であった。

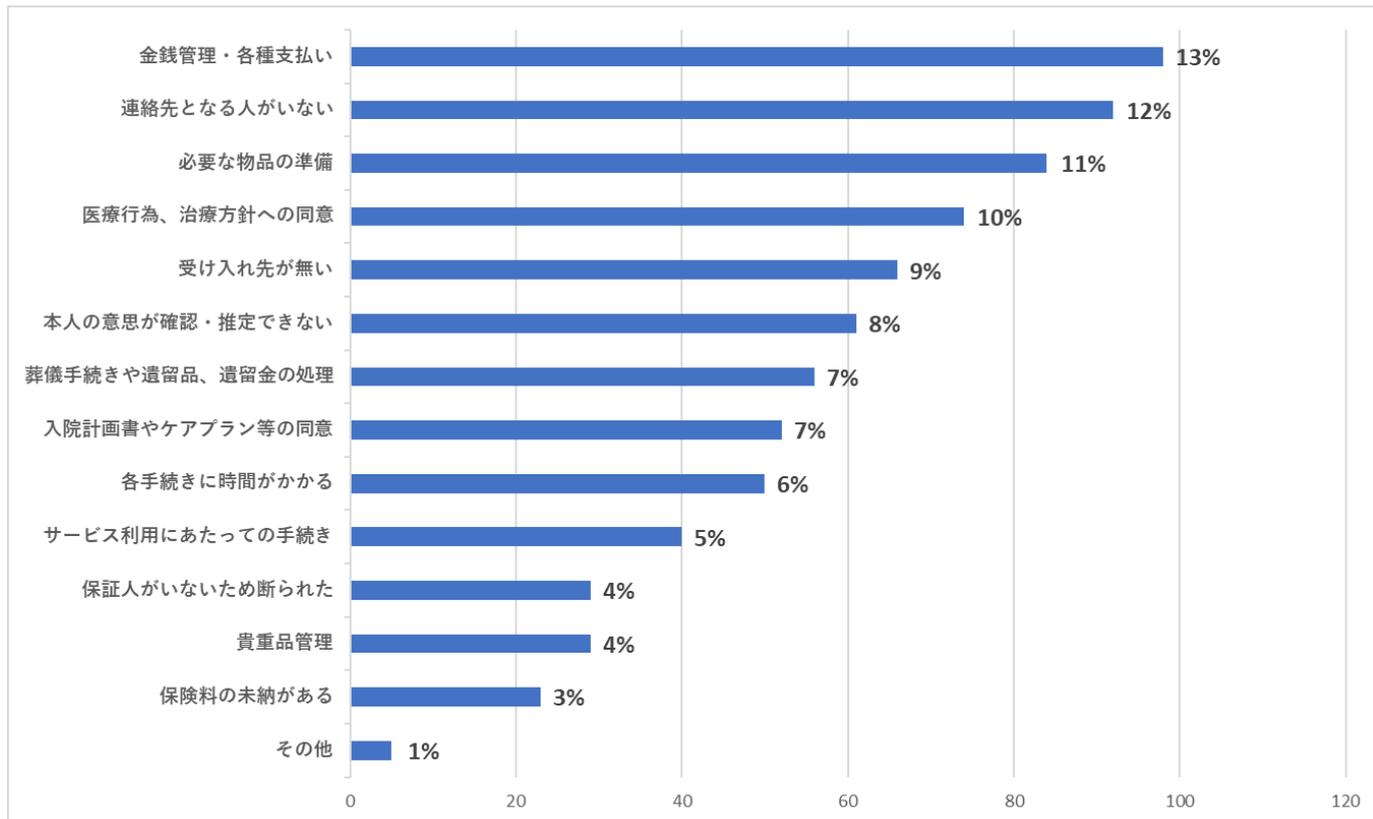


2. どのようなことに困りましたか（複数回答可）

「金銭管理・各種支払い」の項目が最も多い。

「受け入れ先がない」の回答に関して、病院 27%、介護施設等・居住系施設はそれぞれ 36.5%から受け入れがなかったとの回答が得られた。

「保証人がいないため断られた」「貴重品管理」「その他」の具体的内容は下記の通り。



「保証人がいないために断られた」ケースの具体的内容

- ・ 転院・入所にあたって断られた。
- ・ 緊急時連絡をとって対応してくれる人がいなければ受け入れ不可と言われた（居住系施設）。
- ・ 入所系の施設は9割以上保証人を求められる。
- ・ 民間アパートの入居。軽度知的障害の方がアパートを借りる際に何回も断られた。
- ・ 施設申請書そのものに保証人を記入する欄がある。
- ・ 手術に同意してくれる人がいないと受診できないと言われた。
- ・ 夜間や緊急時の連絡先や動ける人がいないと困ると言われた。

「貴重品管理」にあたっての具体的内容

- ・ 通帳、印鑑、被保険者証、キャッシュカード、財布、現金、アクセサリー、時計などの管理、保管場所をどうするか、誰が行うのか。
- ・ 預金の引き出しや紛失時の対応。
- ・ 入院費等の支払い代行、金銭を預かる・扱う精神的負担。

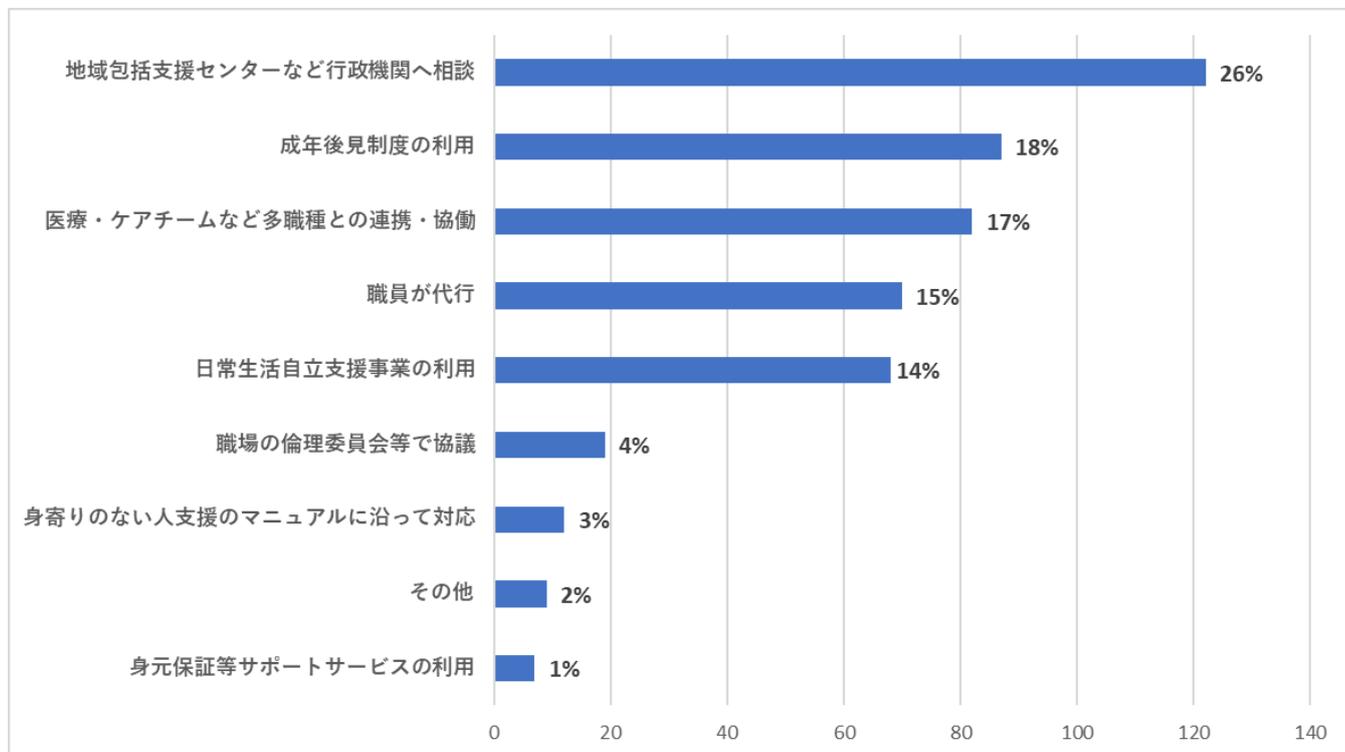
「その他」の具体的内容

- ・ 病状変化時、相手側（病院等）から判断を求められたり、受診同伴を依頼される。
- ・ 成年後見審判に時間を要し退院調整が進まない。

3.どのように対応していますか（複数回答可）

「地域包括支援センターなど行政機関へ相談」が最も多く、次いで「成年後見制度の利用」「医療・ケアチームなど多職種との連携・協働」「職員が代行」「日常生活支援事業の利用」の順であった。

「職員が代行」「その他」の具体的内容は下記の通りであり、代行する際は支援センターやケアマネジャー、ケースワーカーなど、関連職種と連携しているとの回答が得られた。



「職員が代行」の具体的内容

- ・貴重品管理や物品準備（本人の意思が確認できる人は、買い物や現金の引き出しなどの支払い、院内キャッシュコーナーへの手助け、又は本人とタクシーで同行、通帳・金銭管理、レンタル品・入院費などの支払い代行、必要物品の買い物など）。
- ・各種申請手続き（介護保険、高額療養、生活保護のおむつ代や交通費請求・還金等の手続き、障害者手帳や自立支援の申請、保険証、受給者証発行、郵便物、未納があれば各機関へ請求書を再発行）。
- ・住居探し、入居手続き代行、家の掃除など。
- ・入院手続きの立ち合い、受診同行、診療や病状説明の立ち合い、金融機関への同行など。
- ・退院先の意思決定支援、家族名義の財産相続の意思確認、ケアプラン・同意書のサイン、入院、医療行為の同意（意思確認を取りながら職員代筆）。
- ・死後の手続き（葬儀の手配、火葬場への同行）。

「その他」の具体的内容

- ・ケアマネジャーや民生委員、大家さんなどの協力を得る、警察との連携など。
- ・NPO 法人に依頼。
- ・必要に応じ対処できるものが代行。
- ・成年後見制度を利用する場合、保佐、補助だったときには代理行為目録のみの対応となり、必要とされることに対してのアプローチができない。医療行為の同意や保証人となることもできない（後見含む）。死後のこともあり生活保護利用者はケースワーカーと連携している。
- ・NPO 法人を通して（居住）賃借に関しては難しく、グループホームしか選択肢がない。
- ・保健所、福祉事務所に相談したが連携に課題があり、住み続けることができなくなったケースがあった。保証人として支援を行った。
- ・判断能力のある場合は、プランなどは本人に同意を得て一筆残している。

⑤ まとめ

身寄りのない人支援にあたり9割以上が困った経験があり、身元保証人等がないことを理由に入院や入所を断られるケースが存在していることが把握できた。金銭管理や必要物品の準備などは現場の職員が行っていることが多く、対応できる内容に差が生まれていることも考えられる。

制度の利用や関連機関への相談・連携により対応していることが分かったが、各種ガイドラインなどのマニュアルに基づいて支援を実践しているケースは少なく、どこにいても同じように医療やサービスが受けられるよう、地域全体での身寄りのない人に関するネットワークづくりが必要である。